

さくらの景観まちづくり賞表彰要綱  
(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における良好な景観の形成に資する活動等を行っているものに対し、佐倉市景観条例（平成29年佐倉市条例第41号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき表彰することについて必要な事項を定めるものとする。

(表彰の名称)

第2条 表彰の名称は、さくらの景観まちづくり賞とする。

(表彰の対象)

第3条 表彰の対象となるもの（以下「対象者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本市の景観形成への寄与が顕著と認められる建築物、工作物、広告物その他の物件（以下「建築物等」という。）の所有者、設計者、施工者等
- (2) 本市の景観形成への貢献が顕著と認められる個人又は団体

2 前項の規定は、原則として公共団体については適用しない。

(募集)

第4条 市長は、表彰を受けるもの（以下「表彰者」という。）を募集するものとする。

2 募集は、広報紙又はホームページへの掲載その他の方法により行い、広く一般の人々に周知するものとする。

(応募)

第5条 前条の規定による募集に応募しようとする対象者は、持参又は郵送（電子データによる提出を含む。）により、さくらの景観まちづくり賞応募用紙（別記様式）を市長に提出するものとする。

2 応募は、自薦、他薦を問わない。ただし、他薦の場合にあつては、推薦しようとする対象者の同意を得た上で推薦するものとする。

3 応募は、何度でもすることができる。ただし、さくらの景観まちづくり賞応募用紙1枚につき1件の応募とする。

(選考の基準)

第6条 表彰者の選考は、次に掲げる基準により行うものとする。

(1) 第3条第1号に規定する対象者にあつては、次に掲げる基準

- ア 調和 周辺の景観や風土との調和が図られる配慮がなされていること。
- イ 工夫 色彩・形態・配置・見せ方等に工夫が見られ、優れた景観を創出していること。
- ウ 先導 ランドマーク的存在であつて、景観向上の先導的役割を果たしていること。

エ その他 本表彰制度の趣旨に適合していること。

(2) 第3条第2号に規定する対象者にあつては、次に掲げる基準

ア 自主性 自主的かつ積極的に取組が行われ、周囲の景観と調和した魅力的なまちづくりに貢献していること。

イ 継続性 当該活動が継続的に行われていること。

ウ 影響力 活動により当該地区の景観又は雰囲気の維持及び向上が図られていること。

エ その他 本表彰制度の趣旨に適合していること。

(決定)

第7条 表彰者は、前条の規定により選考したものの中から、市長が決定する。

この場合においては、条例第16条第3項の規定により佐倉市景観審議会の意見を聴くものとする。

2 前項の規定により決定したものが他薦によるものであったときは、当該推薦したものも表彰することができる。

(表彰の方法)

第8条 表彰は、表彰状を授与することにより行うものとする。この場合において、当該表彰状に記念品を添えることができる。

(功績の公表)

第9条 市長は、前条の規定により表彰を行ったときは、表彰を受けたものの同意を得て、その功績を公表するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月18日から施行する。

附 則 (令和4年10月26日決裁佐計第620号)

この要綱は、決裁の日から施行する。